⑰　本工事の施工にあたっては、現存建物が存在するため、敷地条件の詳細について事前の確認が困難である。請負者は、この点に十分注意し、入札説明書、仕様書等の内容を遵守して施工すること。

2　競争参加資格　次に掲げる条件を満たしている者により構成される特定建設工事共同企業体（以下「共同企業体」という。）であること。

⑴　成年被後見人、被保佐人、被補助人並びに破産者で復権を得ない者でないこと。

⑵　会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てをした者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てをした者にあっては、手続開始の決定を受けた後に、経営事項審査を受けた者であること。

⑶　経営状態が著しく不健全であると認められる者でないこと。

⑷　建設業法（昭和24年法律第100号）第27条の29第１項の総合評定値通知で、競争参加申請時における最新の土木一式工事業の総合評点が、1,250点以上であること。

⑸　平成８年度以降に、元請として完成・引渡しが完了した次の基準を満たす工事を施工した実績を有すること（共同企業体の構成員としての実績は、出資比率が20%以上のものに限る。）。なお、東日本旅客鉄道株式会社　横浜支社（以下「当社横浜支社」という。）が認める外国での施工実績を含む。

①　共同企業体の代表者は、以下に記載するア）及びイ）の施工実績を有すること。ただし、ア）及びイ）は別々の工事でも差し支えない。

ア）延べ床面積10,000㎡以上の建物解体・更地化工事

イ）土量10,000㎥以上の重金属等土壌汚染対策工事

②　共同企業体の代表者以外の構成員は、上記ア）又はイ）の施工実績を有すること。

③　共同企業体の構成員のうち少なくとも１者は、鉄道営業線近接工事の施工実績、又は日本の鉄道営業線近接工事における安全と同等の対策を要する外国での鉄道営業線近接工事の施工実績を有すること。

⑹　共同企業体の代表者は、次の基準を満たす専任の監理技術者を本工事に配置できること。また、共同企業体は次の基準を満たす専任の主任技術者を本工事に配置できること。

ただし、監理技術者が⑸①ア）の施工経験及び必要な資格を満たす場合は主任技術者が⑸①イ）の施工経験及び必要な資格を満たすものとし、監理技術者が⑸①イ）の施工経験及び必要な資格を満たす場合は主任技術者が⑸①ア）の施工経験及び必要な資格を満たすものとする。監理技術者及び主任技術者の施工経験及び必要な資格は以下のとおりとする。

①　監理技術者　平成８年度以降に、元請として、監理技術者、主任技術者又はそれと実質的に同等以上の技術者としての施工経験が１年以上あり、かつ、⑸①ア）又は⑸①イ）の工事施工の施工経験があること。⑸①ア）の工事施工に従事する場合は１級建築施工管理技士、⑸①イ）の工事施工に従事する場合は１級土木施工管理技士の資格を有するとともに、監理技術者資格者証を有する者とする。

②　主任技術者　平成８年度以降に、監理技術者、主任技術者又はそれと実質的に同等以上の技術者としての施工経験が６ヶ月以上あり、かつ、⑸①ア）又は⑸①イ）の工事施工の施工経験があること。⑸①ア）の工事施工に従事する場合は１級建築施工管理技士、⑸①イ）の工事施工に従事する場合は１級土木施工管理技士の資格を有する者とする。

③　その他　配置予定の監理技術者及び主任技術者にあっては、入札参加者との直接的かつ恒常的な雇用関係が必要であるので、その旨を明示することができる資料を求めることがあり、その明示がなされない場合は入札に参加できないことがある。

⑺　本工事に係る調査業務の受託者又は当該受託者と資本若しくは人事面において関連がある建設業者でないこと。（入札説明書参照）

⑻　東日本旅客鉄道株式会社（以下「当社」という。）との工事請負契約に関し、現に履行遅滞となっている者でないこと。

⑼　一般競争に参加する者に必要な資格の競争参加資格確認申請書（以下「申請書」という。）、競争参加資格確認資料（以下「資料」という。）、共同企業体競争参加願書、委任状、共同企業体協定書（以下合わせて「参加願書等」という。）を提出する期限である５⑶に示す提出期間の最終日から開札の時までの期間に、当社から発注停止を受けている者（同期間に発注停止の処分を受けた者及び同期間において５⑶に示す提出期間の最終日以前に受けた発注停止の期間が継続している者を含む。）でないこと。

⑽　申請書、資料及び参加願書等の提出期間の最終日から起算して１年前の日以降において正当な理由なく、当社との工事請負契約を履行しなかった者でないこと。

⑾　申請書、資料及び参加願書等に虚偽の記載をした者であると認められる者でないこと。

⑿　共同企業体の構成にあたっては、次の基準を満たす者であること。（入札説明書参照）

①　共同企業体を構成しようとする者の間に資本関係若しくは人的関係等がないこと。

②　共同企業体の構成員の数は２ないし３者とし、出資比率は２者の場合は30%以上、３者の場合は20%以上とする。代表者の出資比率は、構成員中最大であること。また、共同企業体の結成方式は、自主結成、甲型とし、共同企業体協定書を構成員相互間で締結すること。

③　本工事について、同一者が２以上の共同企業体の構成員になっていないこと。

⒀　監理技術者及び主任技術者の本工事への理解度・取組み姿勢が不適切でないこと。

⒁　技術提案（工事全般の配慮事項、汚染土壌の敷地外搬出土量の低減、土壌等汚染対策完了までの全体工程の短縮）が不適切でないこと。また、仕様書等で示された要求要件を満たしていること。なお、土壌等汚染対策完了までの全体工程の短縮が行われていない案（土壌等汚染対策の周知計画完了の日から22か月とした案）については、短縮期間を０か月として技術提案を受け付けるものとする。

3　総合評価に関する事項

⑴　入札の評価に関する基準

①　監理技術者及び主任技術者の本工事への理解度・取組み姿勢をヒアリングに基づき評価する。

②　技術提案（工事全般の配慮事項、汚染土壌の敷地外搬出土量の低減、土壌等汚染対策完了までの全体工程の短縮）を評価する。

⑵　総合評価の方法

①　標準点　競争参加資格を満たした入札参加者には標準点100点を与える。

②　加算点　加算点は、⑴「入札の評価に関する基準」に示す評価項目について①及び②の合計点（30点満点）を20点満点に換算して与える。

③　総合評価は、上記により得られる標準点と加算点の合計を当該入札者の入札価格で除して得た数値（以下「評価値」という。）をもって行う。

⑶　落札者の決定方法

①　入札参加者は、価格及び⑴「入札の評価に関する基準」に示す評価項目により入札し、次のア）及びイ）のすべての要件に該当する者のうち、⑵「総合評価の方法」によって算出された評価値の最も高い者を落札予定者とする。ただし、落札予定者となるべき者の入札価格について、本契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認めるとき、又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがあって著しく不適当であると認められるときにおいては、当該落札予定者に照会、審査のうえ妥当な場合に落札者に決定する。

ア）入札価格が基準価格の制限の範囲内であること。

イ）評価値が、標準点（100点）を基準価格で除した数値に対して下回らないこと。

②　①において、評価値の最も高い者が２者以上あるときは、そのうち最低価格を提示した者を落札予定者とする。なお、最低価格を提示した者が複数者いる場合は、抽選により決定する。

③　すべての入札参加者が基準価格の制限の範囲外だった場合、随意契約に移行する。

ただし、入札執行回数は、２回とする（郵送による入札の場合は、１回限りとする。）。この場合、入札者の中から最低の価格の者を第一順位者に指名し、協議し、基準価格の以下の価格でその者と契約を締結する。（不調の場合は、次に低い価格の者と協議し、更に不調の場合は順次行う。）